

通明小学校同窓会会則

第1条 本会は通明小学校同窓会といい、会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は事務局を通明小学校内に置く。

第3条 本会は次の会員で組織する。

(1) 通常会員 本校の卒業生

(2) 特別会員 本校の旧職員、現職員、旧PTA会長、現PTA会長

第4条 本会の目的達成のために、次の事業を行う。

(1) 母校の発展に協力、援助する。

(2) 会員の慶弔に際しその意を表する。ただし連絡のあった場合。

(3) その他必要な事業を行う。

第5条 本会に次の役員を置き、目的達成の任務を遂行する。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 理 事 若干名

(5) 会計監査 2名

第6条 会長・副会長・会計幹事は代議員会で選出する。事務局長・理事は会長が委嘱する。

第7条 本会に顧問・相談役を置くことができる。

第8条 代議員会は歴代PTA会長の役員経験者をもって組織する。

第9条 本会に次の機関を置き、目的達成の責務にあたる。

(1) 総代会 会長が必要に応じて開催する。

(2) 理事会 会長が必要に応じて開催する。

第10条 会務を処理するために、必要に応じて委員会を特設することができる。

第11条 本会の経費は、卒業時の入会金・その他の収入で支弁する。当面1人100円とする。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第13条 細則は必要に応じて別に定める。

第14条 本会則は理事会・総代会の議決を経て変更することができる。

附則 本会則は平成30年9月22日より施行する。